

買受け適格証明願の申請書類と添付書類等

農地法第3条許可を要する場合（耕作目的の権利取得）

必要書類等	部数
買受け適格証明願 【様式】	2部
農地法第3条許可申請の添付書類 【添付書類】 ※競売等に付される土地所有者の住民票は不要	1部
委任状（代理人が申請する場合）	

農地法第5条許可を要する場合（転用目的の権利取得：市街化調整区域）

必要書類等	部数
買受け適格証明願 【様式】	2部
農地法第5条許可申請の添付書類 【添付書類】 ※競売等に付される土地所有者の住民票は不要	1部
委任状（代理人が申請する場合）	

農地法第5条届出を要する場合（転用目的の権利取得・市街化区域）

必要書類等	部数
買受け適格証明願 【様式】	2部
農地法第5条届出の添付書類 【添付書類】	1部
申請地が土地区画整理地内に存する場合は、裁判所備え付けの 仮換地証明の写し	
委任状（代理人が申請する場合）	

修正液等で修正した申請書は受付できませんので、記載内容を訂正する場合には見え消しで修正願います。

農業委員会は競売等物件の問い合わせには応じていません。

競売等物件の詳細については、裁判所備え付けの資料をご覧ください。

所轄裁判所 土浦市中央一丁目13番12号

水戸地方裁判所 土浦支部 不動産競売係 電話 029-826-8710

落札後は裁判所より「最低価格者証明（落札者証明）」の交付を受け、農地法の手続きを行なってください。

競売等物件を落札したとしても、明け渡しが行なわれない場合もあります。また、買受人が競売物件の占有者に対して明け渡しを請求できる場合であっても、占有者の協力が得られない場合には買受人において訴訟や強制執行の手続きを要することがあります。

各物件については自己の責任において調査・確認をお願いします。